

# 福祉タクシー-CANの利用料金

利用料金 = 運賃 + 介助料金



## 【運賃】

運賃には、**時間距離併用制運賃**と**時間制運賃**があります。

### 時間距離併用制運賃

(タクシーメーターによる通常運用の場合)

初乗り運賃 (1.5kmまで)	加算運賃
650円	295mまで増すごとに90円 または 時速10km以下の走行時間1分50秒ごとに90円

### 時間制運賃

(運送にかかった時間だけで算出するもの：貸切などに適用)

拘束時間	加算運賃
30分ごと	3,110円

- ※予約時に時間制運賃のお申し出をいただいた場合にのみ適用されます。
- ※拘束時間は営業所を出発したときから運送を終了したときまでとなります。
- ※30分未満の端数時間は30分単位に切り上げます。
- ※各種割り増し料金は適用しません。(障害者割引等は適用されます)

### 運賃料金の割増 (時間距離併用制運賃にのみ適用されます)

- 深夜・早朝割増 22時～5時までのご利用は**2割増し**
- 冬季割増 特定期間に特定地域を走行する場合は**2割増し**

期 間	1月1日～2月末日	1月1日～2月10日
地 域	米沢市・新庄市・尾花沢市・北村山郡 最上郡・東置賜郡川西町 西置賜郡 (白鷹町を除く)	長井市・西村山郡 (河北町を除く) 西置賜郡白鷹町・東田川郡朝日村 の地域

### 運賃料金の割引

- 障害者手帳：身体障害者手帳または療育手帳を提示された場合は**1割引**  
※精神障害者保険手帳は割引対象外です。
- 運転免許返納者 (運転経歴書などをご提示ください) は**1割引**
- 「福祉タクシー-利用券」がご利用いただけます。(市町村により該当しない場合があります)

### 実費のご負担

○お客様の要望により有料道路、カーフェリー、有料駐車場などを利用した場合の実費は、お客様負担となります。

※実費負担については、上記割増・割引は適用されません。

☆運賃の詳細は「福祉タクシー-CAN運送約款」及び「福祉タクシー-CANの運賃及び料金の適用方法」に記載。

# 介助料金

●介助料金には、自動車への乗降のための歩行などを介助する「**移動介助料金**」と移送先での活動をお手伝いする「**生活介助料金**」があります。

## 移動介助料金

歩行介助、車イスの操作、階段の昇降介助などが必要な場合には、下記の介助料金が必要となります。

介助内容	料金
介助が不要、または見守り程度でよい場合	無料
手添えによる移動介助や平坦地での（長距離の）車イス操作介助など	500円～
背負いや、車イスによる坂道・階段昇降介助など	1,000円～

※上記料金は目安です。料金は状況により判断いたします。

※お住いの構造、お身体の状況などにより、ドライバー1人での介助が困難な場合は、危険回避のため移動介助をお引き受けできない場合があります。

※平常時に介助不要の方の場合、路面凍結や雪道等で安全のため行う手添え介助については介助料金はいただきません。

## 車イスの貸し出し

※タクシーご利用時に限り、車イスの貸し出しが可能です。 **500円/1回**

※ご予約の際、お申し出ください。移動先でのご利用につきましてはご相談ください。

## 生活介助料金

移送先での病院内付き添い、買い物手伝い、処方薬受け取り、冠婚葬祭の付き添いなど、各種お手伝いも承ります。

料金は内容に関わらず一律 **1,000円/30分**です。

※代行業務はお引き受けできません。

※ご利用者の体調等によりお引き受けできない場合があります。

## 視覚障害者 同行援護について

ドライバーは「視覚障害者同行援護従業者」資格を保有しております。

ご利用の場合、別途ご相談ください。

※移動先まではタクシー利用、移送先では同行援護と、組み合わせてのご利用が可能です。

★福祉タクシーCANの運賃及び介助料金には、介護保険はご利用になれません。

介護保険利用可能な業者についてはケアマネージャーにご相談ください。

2019年10月更新



福祉タクシー【キャン】  
**CAN**

お気軽にお問い合わせください。

**080-6015-0966**

営業日：月曜～金曜

休業日：土・日曜・祝祭日

営業時間：8時～19時



LINEでもご予約可能です。  
左記のQRコードを読み取り、ご登録ください。